



® 平成30年 4 月 23 日 (月)

No. 14674 1部370円(税込み)

発行所

一般財団法人 経済産業調査会

東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル)

郵便番号 104-0061

[電話] 03-3535-3052

[FAX] 03-3567-4671

近畿本部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4

(MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971

経済産業調査会ポータルサイト <http://www.chosakai.or.jp/>

特許ニュースは

- 知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年61,560円 6カ月32,400円
(税込み・配送料実費)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び
入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

目次

☆主要判決全文紹介 [知財高裁] [上]…………… (1)

主要判決全文紹介

《知的財産高等裁判所》

審決取消請求事件

(免疫調節ヌクレオチド (IRO) 化合物－手続違背事件) [上] (全2回)

—平成28年(行ケ)第10218号、平成30年1月30日判決言渡—

事案の概要

本件は、発明の名称を「トール様受容体に基づく免疫反応を調整する免疫調節ヌクレオチド (IRO) 化合物」とする特許出願の拒絶査定に対する審判請求 (不服2014-14059号) について、実施可能要件及びサポート要件違反を理由に請求不成立とした審決の取消訴訟である。争点は、手続違背、本願発明の認定の誤り、実施可能要件及びサポート要件に係る各判断の誤りの有無である。

判示事項



情報を推進力に



知的財産権の調査・解析・外国出願および技術翻訳
企業実務に精通したプロ集団

トヨタテクノカルディベロップメント株式会社

お問合せ先 IP 事業本部 矢野 Tel 0565-43-2931 Fax 0565-43-2980
E-mail ttdd-ip@ml.toyota-td.jp

1 本願発明の技術的特徴について

本願発明は、トール様受容体 (TLR) 媒介免疫反応の阻害、抑制のための免疫調節オリゴヌクレオチド (IRO) 組成物に関するものである。

本願発明は、TLR 7、TLR 8、TLR 9のアンタゴニストとしての本願IRO化合物によって、TLR 7、TLR 8、TLR 9により媒介される免疫反応を阻害、抑制することにより、TLRの活性化が要因となる疾患である癌、自己免疫疾患、気道炎症、炎症性疾患、感染症、皮膚疾患、アレルギー、ぜんそく又は病原体によって引き起こされる疾患を有する脊椎動物に対し、治療的に処置するための組成物を提供することを課題とするものである。そして、当該組成物に含まれる本願IRO化合物が、修飾がなければ免疫刺激性であるオリゴヌクレオチドモチーフ (免疫刺激性オリゴヌクレオチドモチーフ) 内や当該モチーフに隣接する配列に対し、化学修飾を導入して、免疫刺激性オリゴヌクレオチドモチーフの免疫刺激性活性を抑制し、TLR 7、TLR 8、TLR 9のアンタゴニストとして作用することにより、上記課題を解決するものである。

2 取消事由2 (本願発明の認定の誤り) について

審決が認定した本願発明のうち、請求項14を引用する「疾患を治療的に処置するための組成物」という部分は、「疾患を有する脊椎動物を治療的に処置するための組成物」の誤記であることは明らかであり、その限りで審決には誤りがある。

しかしながら、当該誤記は、疾患を有する対象として「脊椎動物」という記載を欠くにとどまるものであり、実施可能要件及びサポート要件に係るその後の審決の各判断を実質的に左右するものではないから、取消理由2は理由がない。

3 取消事由3 (実施可能要件及びサポート要件に係る各判断の誤り) について

3.1 実施可能要件

3.1.1 TLR 9

当業者は、TLR 9のアンタゴニストとして作用し得る本願IRO化合物が、少なくともTLR 9のアゴニスト作用が原因となる癌、自己免疫疾患、気道炎症、炎症性疾患、感染症、皮膚疾患、アレルギー、ぜんそく又は病原体により引き起こされる疾患を有する脊椎動物を治療的に処置し得ることを十分に理解することができるといえる。

したがって、本願明細書に接した当業者は、本願IRO化合物が高い蓋然性をもってTLR 9のアンタゴニスト作用を奏し、かつ、TLR 9のアンタゴニストとして作用し得る本願IRO化合物がTLR 9のアゴニスト作用を原因とする上記各疾患を治療的に処置し得ることを理解することができるのであるから、TLR 9についての原告の取消事由3は、理由がある。

3.1.2 TLR 7及びTLR 8

TLR 7及び8については、アンタゴニスト作用を奏した原因となる部分がN₂N₁CGモチーフであると特定することができないことは明らかである。のみならず、本願明細書の記載によれば、TLR 9のアゴニストが非メチル化DNAであるのに対し、TLR 7及び8のアゴニストは一本鎖RNAウイルスであるから、そもそも当業者は、TLR 7及び8の結合部位がTLR 9と同様であると理解するものとはいえない。

したがって、本願明細書に接した当業者は、本願IRO化合物がTLR 7及び8のアンタゴニスト作用を奏するものと理解することができず、TLR 7及び8のアゴニスト作用が原因となる疾患を治療的に処置し得ることを理解することができないのであるから、本願明細書中の発明の詳細な説明の記載は、当業者によって本願出願当時に通常有する技術常識に基づき本願発明の実施をすることができる程度の記載であると認めることはできない。TLR 7及び8についての原告の取消事由3は、理由がない。